

# レジャーダイビング業における安全衛生対策等について

平成26年1月29日(水) 宮古労働基準監督署 南

## 本日のポイント

1. ダイビング業の特徴と安全上の問題点
2. ダイビング業の労働災害の発生状況
3. 労働災害防止の基本的な事項
4. 健康管理



## 1 ダイビング業の特徴と安全上の問題点

ダイビング業の特徴を捉え、安全対策等を立てましょう

**作業環境等** : 屋外、海岸、海上、海中。

1. 屋外・・・雨等天候の影響を受ける。日中のみの作業時間が限られている。夏は暑い。
2. 海岸・・・風や波の影響を受ける。海に近い。
3. 海上・・・風や波の影響を受ける。作業場所が不安定
4. 海中・・・特殊な環境。

**業務内容** : 潜水、客の送迎、機器の運搬、操船、海上等

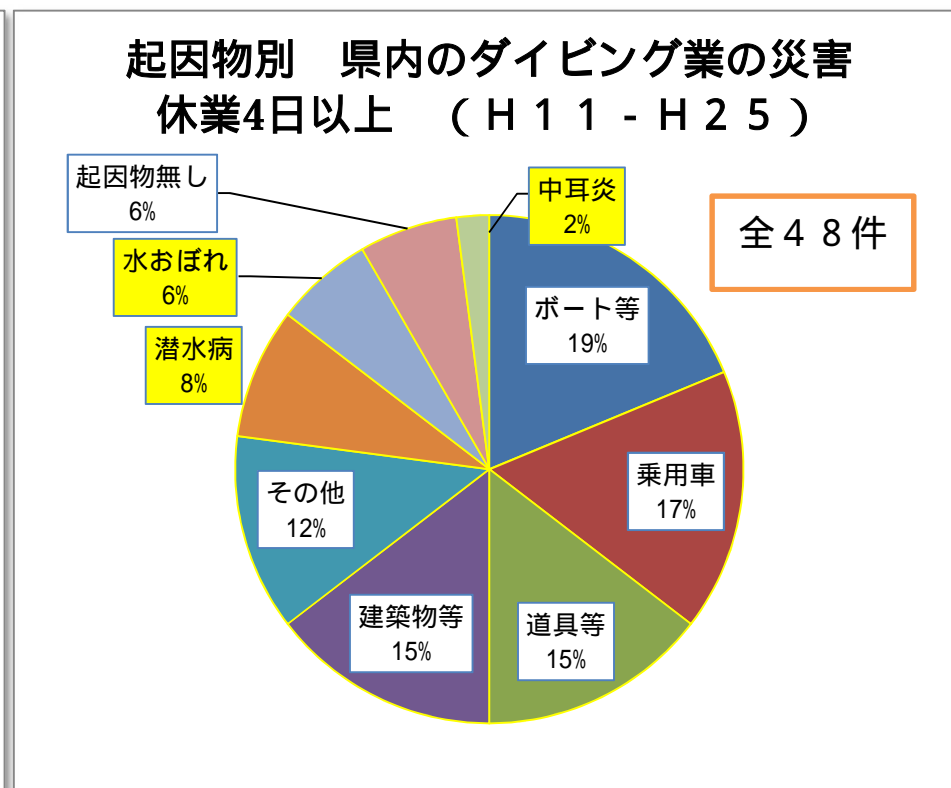
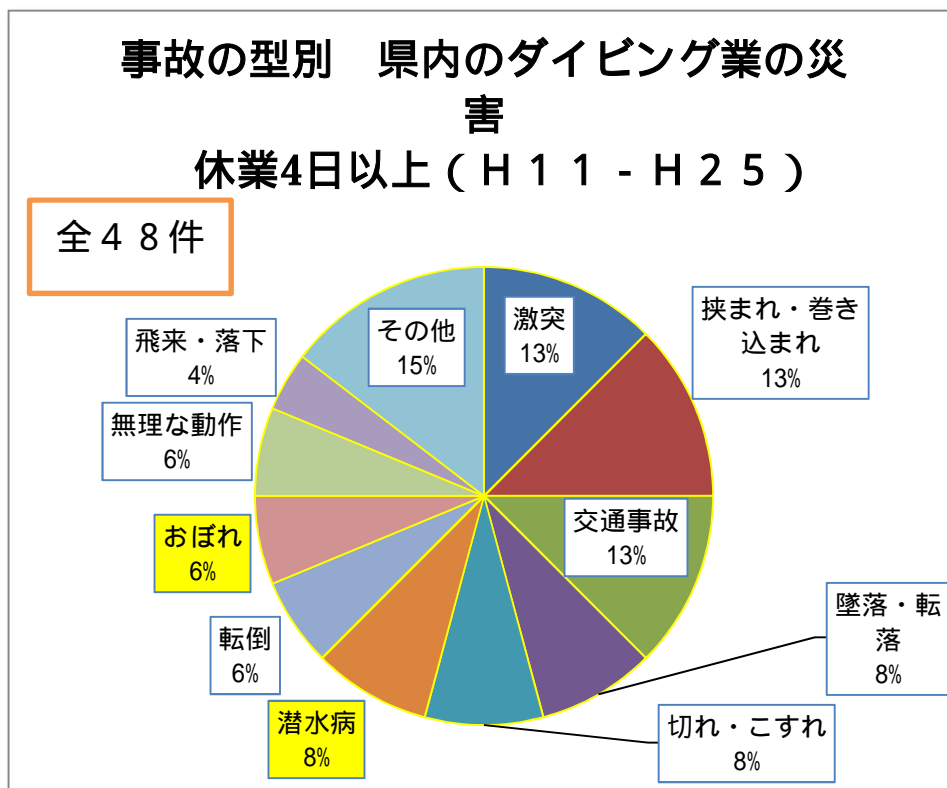
1. 潜水: 地上とは作業環境が大きく異なるため、安全管理の他健康管理等特別な管理等が必要。おぼれ。減圧症や中耳炎等の潜水病
2. 客の送迎: 交通事故のおそれ等。

- 3. 器材の運搬： タンクや機材等の荷の飛来・落下、転倒、無理な姿勢、重量物の運搬.
- 4. 操船： 死角がある。波風等天候の判断が必要
- 5. 海上： 作業場所が不安定で海への墜落、転倒の危険性等。

## 2 ダイビング業の労働災害の発生状況

激突、はさまれ・巻き込まれ、交通事故による災害多。起因物水関係 20%

災害の概要（休業4日以上）



## 死亡災害事例

平成	場所	年齢	災害発生状況
11年 5月	沖縄本島中部	20代 男	マリーナにおいてダイビングインストラクター研修の遠泳中におぼれた。
12年 4月	沖縄本島南部	20代 男	沖合のダイビングポイントにおいて、水深12mにある船のアンカーを素潜りで外す作業中におぼれた。
15年 5月	沖縄本島中部	30代 男	沖合のダイビングポイントにおいて、水中にある船のアンカーを素潜りで外す作業中におぼれた。
21年 11月	沖縄本島南部	20代 女	沖合のダイビングポイントにおいて、船の後方のアンカーを掛ける作業中、前方のアンカーが外れ、アイドリングでバックしてきた船のスクリューに巻き込まれた。
22年 5月	沖縄本島中部	20代 女	沖合のダイビングポイントにおいて、水中にある船のアンカーをハーネス潜水で外す作業中におぼれた。

## 災害の概要（休業4週間以上 27件）

場所	番号	災害年	休業見込	性別	経験期間	事故の型	起因物	傷病性質	傷病部位
本島	1	11	死亡	男性	1ヶ月	おぼれ	水	溺水	
本島	2	12	死亡	男性	2年	おぼれ	水		
先島	3	13	42	男性	1年	はさまれ、巻き込まれ	その他の乗物	骨折	手
本島	5	15	死亡	男性	0ヶ月	おぼれ	水	溺水	
本島	4	15	30	男性	2ヶ月	はさまれ、巻き込まれ	その他の乗物	骨折	足
本島	6	16	28	女性	11年	有害物等との接触	異常環境等	潜水病	ひじ
先島	7	16	49	女性	6年	崩壊、倒壊	装置、設備	骨折	足指

本島	8	18	60	男性	10年	激突	その他の乗物	骨折	背部
本島	9	18	90	女性	10ヶ月	墜落、転落	階段、さん橋	骨折	ひざ
本島	10	19	120	男性	3年	転倒	作業床、歩み板	関節の障害	肩
本島	11	19	60	男性	3年	はさまれ、巻き込まれ	その他の乗物	骨折	指
本島	12	20	60	女性	2年	飛来、落下	圧力容器	骨折	足指
本島	13	21	死亡	女性	3ヶ月	はさまれ、巻き込まれ	その他の乗物	切断	上膊
本島	14	22	30	女性	1年	転倒	起因物なし	骨折	足
本島	15	22	死亡	女性	1年	おぼれ	水		
本島	16	22	60	男性	4年	激突	乗用車、バス、バイク	骨折	顔
本島	17	23	30	女性	1年	激突	階段、さん橋	骨折	背部
本島	18	23	30	女性	3年	墜落、転落	はしご等	骨折	肩
先島	19	23	42	女性	5年	激突され	その他の乗物	骨折	背部
本島	20	23	90	女性	11ヶ月	交通事故(道路)	トラック	創傷	足指
本島	21	24	90	男性	1年	激突	地山、岩石	骨折	足
本島	22	24	60	男性	20年	切れ、こすれ	その他の用具	切断	指
本島	23	24	90	男性	4ヶ月	激突	作業床、歩み板	創傷	足首
本島	24	24	60	男性	1年	無理な動作	起因物なし	負傷による腰痛	骨盤部
本島	25	25	30	女性	1ヶ月	高・低温の物との接触	その他の材料	火傷	足
本島	26	25	60	男性	3年	はさまれ、巻き込まれ	金属材料	骨折	指
本島	27	25	60	女性	5年	無理な動作	起因物なし	骨折	足

H16 - H25 までの潜水士無資格違反の送検事案： 全国 12 件、刑の確定 9 件

# 災害防止対策

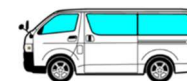
## 1 潜水作業

- (1) 潜水士免許を確認しましょう。
- (2) 潜水機器を点検しましょう： レギュレーター、ゲージ、携行機具等。
- (3) 潜水時間等を管理しましょう： 時間、水深、反復回数。



## 2 客の送迎

- (1) 資格を確認しましょう：自動車運転免許
- (2) 点検しましょう：ブレーキ、エンジン、ランプ類。
- (3) 交通ルールを守りましょう：道路交通法
- (4) 安全確認をしっかりとしましょう：交通事故防止。



## 3 器材の運搬

- (1) 陸上から船への運搬については、足下が不安定なため注意しましょう。
- (2) タンク等重量物を運搬する時は、持ち方、姿勢等運搬方法に注意しましょう。



## 4 操船作業

- (1) 資格を確認しましょう：船舶操縦士免許
- (2) 点検しましょう：船体、エンジン、備品。
- (3) 交通ルールを守りましょう：海上交通、船舶間の事故防止
- (4) 安全確認をしっかりとしましょう：船舶は死角が多いので、船体前方、船体後方を確認しましょう。水中のダイバーに注意しましょう。
- (5) 安全措置をしましょう：<sup>びょうはく</sup> 錨泊時のクラッチレバー位置。はしご取込忘れ。



## 5 見張りをしっかりとしましょう： 他の船舶、他業者のダイバー等。

- (1) 天候を確認しましょう： 天気予報や他の業者の動向に注意しましょう。

(2) 乗りに上げに注意しましょう：水路を把握しましょう。

## 6 海上等

(1) 激突、転倒、物体の落下を防止しましょう：船内では揺れにより足元が不安定であるため、移動や器材の運搬に注意を払いましょう。

## 7 アンカーの掛けは外し

(1) 器材を使用しましょう：素潜りやハーネスのみでは危険。

A



## 6 健康管理

### 健康等に留意しましょう

1年以内に定期的に健康診断をしましょう：健康管理が出来ていないとちゃんとした仕事が出来ません（安衛則44）。

半年以内ごとに高気圧健康診断をしましょう：高気圧業務に常時従事する労働者は検診が必要です（高気圧則38）

過重労働に注意しましょう：過労は、事故の原因となります。また、健康障害のリスクが高くなります。

作業時間中に休憩をとしましょう。最低週に1回は休みましょう。

睡眠や食事をしっかり取りましょう：疲労を回復させ作業効率が上がります。また、十分な栄養補給は活力になりますので、しっかり食事を取りましょう

アルコールの飲み過ぎに注意しましょう：体調が悪いとミスの原因になります。酒気帯び運転になる可能性があります。



### 問い合わせ先

- 宮古労働基準監督署 72 - 2303
- 潜水士免許試験について（一社）沖縄県労働基準協会宮古支部 73-1455
- 健康相談について・・・宮古産業保健センター 73 - 0222



# 関係法令

## 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）

### （就業制限）

第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

## 労働安全衛生法施行令（昭和47年8月19日政令第318号）

### （就業制限に係る業務）

第20条 [法第61条第1項](#)の政令で定める業務は、次のとおりとする。

9 潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務

## 高気圧作業安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第40号）

### （潜水士）

第12条 事業者は、潜水士免許を受けた者でなければ、潜水業務につかせてはならない

#### 労働安全衛生法による潜水士免許

労働安全衛生法の規定に基づき、潜水作業に従事する労働者に必要とされる国家資格（免許）です。

[労働災害](#)の防止など労働者の保護を目的とする免許であり、事業者はこの免許を持たない者を潜水作業に従事させてはならない（ただし、これは“業務として”従事する者に関する規制であり、レジャー（趣味や遊び）などの目的で自発的に潜る者には適用されません）。

## (健康診断)

**第38条** 事業者は、高圧室内業務又は潜水業務（以下「高気圧業務」という。）に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務について後6月以内ごとに一回、定期的に、次の項目について、医師による健康診断を行わなければならない。

## (健康診断の結果)

**第39条** 事業者は、前条の健康診断（法第66条第5項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「高気圧業務健康診断」という。）の結果に基づき、高気圧業務健康診断個人票（様式第一号）を作成し、これを五年間保存しなければならない。

## (健康診断結果報告)

**第40条** 事業者は、第38条の健康診断（定期のものに限る。）を行なったときは、遅滞なく、高気圧業務健康診断結果報告書（様式第二号）を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

## (病者の就業禁止)

**第41条** 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる疾病にかかっている労働者については、医師が必要と認める期間、高気圧業務への就業を禁止しなければならない。

1. 減圧症その他高気圧による障害又はその後遺症
2. 肺結核その他呼吸器の結核又は急性上気道感染、じん肺、肺気腫その他呼吸器系の疾病
3. 貧血症、心臓弁膜症、冠状動脈硬化症、高血圧症その他血液又は循環器系の疾病
4. 精神神経症、アルコール中毒、神経痛その他精神神経系の疾病
5. メニエル氏病又は中耳炎その他耳管狭さくを伴う耳の疾病
6. 関節炎、リウマチスその他運動器の疾病
7. ぜんそく、肥満症、バセドー氏病その他アレルギー性、内分泌系、物質代謝又は栄養の疾病